

第5章 障害福祉サービスの検証と目標の設定

1 第2期（平成21年度～23年度）障害福祉サービスの検証

1 訪問系サービス

訪問系サービスには、居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援、同行援護のサービスがあります。

① 居宅介護（ホームヘルプ）

○ 居宅で入浴、排せつ、食事の介護や家事等の支援を行うものです。

② 重度訪問介護

○ 重度の肢体不自由の人で常に介護を必要とする人が対象として、居宅で入浴、排せつ、食事の介護等から、外出時の移動支援等を総合的に行うものです。

③ 行動援護

○ 自己判断能力が制限されている人が対象として、行動するときには生じ得る危険を回避するための必要な支援や、外出時の移動支援等を行うものです。

④ 重度障害者等包括支援

○ 介護の必要性が高い人が対象で、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行うものです。

⑤ 同行援護

○ 視覚障がいのある人を対象に、移動に必要な情報提供等、外出する際に必要な援助を行うものです。平成23年10月からの新しいサービスです。

● 利用状況と課題 ●

訪問系サービスの平成22年度の利用状況では、居宅介護をはじめ、行動援護、重度訪問介護等に加え、サービス量（時間）の実績値が見込量を上回りました。

今後も、サービス量の伸びとともに、入院・入所者の地域移行等による新たなサービス対象者の利用を想定しつつ、サービス提供体制の整備を進め、住みなれた地域や自宅等での生活や地域生活への移行を支えていくことが課題です。

サービス	項目	平成21年度			平成22年度	平成23年度 (見込み)
		七宝	美和	甚目寺		
訪問系サービス	サービス見込量（時間）	2,340	2,100	5,808	11,748	13,404
	実績値	1,881	3,367	4,385	12,273	13,404
	サービス利用者見込数(人)	96	216	276	552	636
	実績値	74	96	237	549	636

資料：庁内資料

サービス	項目	平成 21 年度			平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)	
		七宝	美和	甚目寺			
訪問系	居宅介護	実績値 (時間)	1,698	3,367	4,385	10,955	11,894
		実績値 (人)	64	96	237	513	588
	重度訪問介護	実績値 (時間)	183	0	0	205	410
		実績値 (人)	10	0	0	12	24
	行動援護	実績値 (時間)	0	0	0	1,113	1,100
		実績値 (人)	0	0	0	24	24
	重度障害者等包括支援	実績値 (時間)	0	0	0	0	0
		実績値 (人)	0	0	0	0	0

資料：庁内資料

2 日中活動系サービス

日中活動系サービスには、「生活介護」、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」、「就労移行支援」、「就労継続支援（A型・B型）」、「療養介護」、「児童デイサービス」、「短期入所（ショートステイ）」のサービスがあります。

① 生活介護

○ 常に介護を必要とする人が対象となります。主に昼間に入浴や排せつ、食事の介護、創作活動又は生産活動の機会を提供するものです。

② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

○ 自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等を行うものです。

③ 就労移行支援

○ 一般企業等への就労を希望する65歳未満の人を対象として、定められた期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行うものです。

④ 就労継続支援（A型・B型）

○ 一般企業等への就労が困難な人を対象として、働く場を提供するとともに、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うものです。

⑤ 療養介護

○ 医療と常に介護を必要とする人を対象として、医療機関で行われる機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活の世話をを行うものです。

⑥ 児童デイサービス

○ 障がいのある児童を対象として、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行うものです。

⑦ 短期入所（ショートステイ）

○ 介護者が病気の場合等の理由により、夜間も含め施設で入浴や排せつ、食事の介護等を行うものです。

● 利用状況と課題 ●

日中活動系サービスの平成22年度の利用状況では、生活介護や就労継続支援A型、B型をはじめ、児童デイサービス、短期入所（ショートステイ）等のサービス量（時間）の実績値が伸びています。

今後も、一般就労に向けた就労移行支援等の提供体制の整備を進め、住みなれた地域や自宅等での生活や地域生活への移行、福祉的就労から一般就労への移行を支えていくことが課題となっている他、支援者（家族や身近な介助者）のレスパイト（適度な休息）支援サービスの充実を図っていくことが課題です。

第5章 障害福祉サービスの検証と目標の設定

サービス	項目	平成 21 年度			平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
		七宝	美和	甚目寺		
生活介護	サービス見込量 (人日分)	3,432	4,752	6,144	10,308	23,244
	実績値	1,980	3,979	4,214	13,859	15,435
	サービス利用者見込数(人)	156	216	348	876	1,152
	実績値	100	296	254	765	852
自立訓練 (機能訓練)	サービス見込量 (人日分)	264	372	0	636	900
	実績値	0	260	0	599	1,090
	サービス利用者見込数(人)	12	12	0	24	36
	実績値	0	12	0	33	60
自立訓練 (生活訓練)	サービス見込量 (人日分)	264	0	0	264	1,584
	実績値	0	0	0	0	0
	サービス利用者見込数(人)	12	0	0	12	72
	実績値	0	0	0	0	0
就労移行支援	サービス見込量 (人日分)	528	0	528	1,848	2,904
	実績値	44	0	241	548	1,233
	サービス利用者見込数(人)	12	0	12	84	132
	実績値	3	0	12	32	72
就労継続支援 A型	サービス見込量 (人日分)	264	0	0	264	1,056
	実績値	128	55	202	2,958	4,317
	サービス利用者見込数(人)	12	0	0	12	48
	実績値	8	3	11	148	216
就労継続支援 B型	サービス見込量 (人日分)	264	264	8,184	10,032	11,616
	実績値	1,005	418	7,159	9,885	11,583
	サービス利用者見込数(人)	12	12	372	456	528
	実績値	48	21	374	512	600
療養介護	サービス見込量 (人分)	0	0	0	0	60
	実績値	0	0	0	0	0
	サービス利用者見込数(人)	0	0	0	0	12
	実績値	0	0	0	0	0
児童 デイサービス	サービス見込量 (人日分)	672	360	1,176	2,628	3,120
	実績値	204	403	729	2,263	2,508
	サービス利用者見込数(人)	120	36	180	396	468
	実績値	55	37	98	314	348

サービス	項目	平成 21 年度			平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
		七宝	美和	甚目寺		
短期入所 (ショートステイ)	サービス見込量 (人日分)	600	444	756	2,112	2,424
	実績値	310	705	495	1,517	1,660
	サービス利用者見込数(人)	132	168	108	468	504
	実績値	88	115	84	307	336

資料：庁内資料

3 居住系サービス

居宅系サービスには、「共同生活介護」、「共同生活援助」、「施設入所支援」等のサービスがあります。

① 共同生活介護（ケアホーム）

○ 夜間や休日に共同生活を営む住居で、入浴や排せつ、食事の介護等を行うものです。

② 共同生活援助（グループホーム）

○ 夜間や休日に共同生活を営む住居で、相談その他日常生活の援助を行うものです。

③ 施設入所支援

○ 施設入所者に対して主に夜間に入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを提供するものです。

● 利用状況と課題 ●

居住系サービスの平成 22 年度の利用状況では、ほぼ見込量に見合うサービス量となっています。

今後も、施設入所者や退院可能な精神に障がいのある人の地域生活への移行を見ずえて、グループホームやケアホーム等の提供体制を整備することが課題です。

サービス	項目	平成 21 年度			平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
		七宝	美和	甚目寺		
共同生活援助 共同生活介護	サービス利用者見込数(人)	36	36	72	180	240
	実績値	35	12	90	202	228
施設入所支援	サービス利用者見込数(人)	108	144	120	480	672
	実績値	85	123	94	350	384

資料：庁内資料

4 相談支援

障害福祉サービス（施設入所支援、自立訓練、グループホーム、ケアホーム及び重度障害者等包括支援を除く。）の利用が見込まれる人のうち、自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の人等に、計画的なプログラムに基づく支援や必要な相談を提供するものです。

● 利用状況と課題 ●

相談支援（サービス利用計画作成）は、いわゆるケアマネジメントを行うサービスですが、十分その機能が果たせていないのが実状です。

今後も、行政や指定相談支援事業者等による総合的な相談支援体制の中で、当該サービスを必要とする人（自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難なひとり暮らしの人など）を適切に把握し、サービスを提供していくことが課題です。

また、平成 24 年度からのサービス等利用計画の支給対象者の拡大に対応できる提供体制整備が必要となります。

サービス	項目	平成 21 年度			平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
		七宝	美和	甚目寺		
相談支援	サービス利用者見込数(人)	1	0	2	8	11
	実績値	0	0	0	0	0

資料：庁内資料

2 地域生活支援事業の現状と課題

1 相談支援事業

障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的に、障がいのある人やその家族、介助をする人などからの相談に応じ、必要な情報の提供や、「その人らしく地域で暮らすための権利を守るための支援」（権利擁護）のために必要な支援を行うものです。

● 利用状況と課題 ●

今後も、地域自立支援協議会を核に、いつでも気軽に相談に応じられるネットワークづくりを行なうとともに、専門的な相談に対応できる人材の育成と確保が課題です。また、悪質商法や虐待等の人権侵害に対応した人権擁護体制の確立が課題です。

(箇所)

	平成 21 年度			平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
	七宝	美和	甚目寺		
①相談支援事業					
ア 障害者相談支援事業	1	1	1	3	3
イ 地域自立支援協議会	実施	実施	実施	実施	実施
②市町村相談支援機能強化事業	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施
③住宅入居等支援事業	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施
④成年後見制度利用支援事業	実施	実施	未実施	実施	実施

資料：庁内資料

※①相談支援事業

ア 障害者相談支援事業：地域の障がいがある人の福祉に関する問題に対し、障がいのある人、その家族又は介助する人からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行うものです。

イ 地域自立支援協議会：協議会は、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、意見を有する者、保健・医療に従事する者、教育・雇用に従事する者などをもって構成され、相談支援事業を公正・中立かつ適正に実施し、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進することを目的として設置するものです。

※②市町村相談支援機能強化事業：市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を市町村等に配置することにより、相談支援機能の強化を図るものです。

※③住宅入居等支援事業：賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが保証人がいない等の理由により入居が困難な知的障がいのある人又は精神障がいのある人(共同生活援助又は共同生活介護を利用する者を除く。)に対し、入居に必要な調整や支援等を行うものです。

※④成年後見制度利用支援事業：判断能力が不十分な障がいのある人が、障害福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見制度の利用を支援する事業に対しての補助を行うものです。

2 コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのある人に、要約筆記者、手話通訳者等を派遣して、円滑な意思疎通ができるよう支援するものです。

● 利用状況と課題 ●

今後も、要約筆記者、手話通訳者等の人材の確保を十分図るとともに、社会参加を促進する観点からも障がいの特性に応じたコミュニケーション支援体制の充実を図っていくことが課題です。

	平成 21 年度			平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
	七宝	美和	甚目寺		
コミュニケーション支援事業 (人)	4	0	17	23	24

資料：庁内資料

3 日常生活用具給付等事業

障がいの部位や程度に応じて、日常生活に必要な用具の給付や、住宅内の段差解消や手すりの取り付けなどの住宅改修工事費の助成をするものです。

● 利用状況と課題 ●

今後も、日常の自立した生活や社会参加を支援するとともに、障がいの特性に応じた過不足なき提供体制の確保を図ることが課題です。

(1年あたり:件数)

	平成 21 年度			平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
	七宝	美和	甚目寺		
①介護・訓練支援用具	2	3	0	8	11
②自立生活支援用具	3	2	4	6	6
③在宅療養等支援用具	1	2	5	13	14
④情報・意思疎通支援用具	4	0	4	11	12
⑤排泄管理支援用具	327	337	510	1,274	1,376
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	0	2	0	6	8

資料：庁内資料

※①介護・訓練支援用具

特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす、訓練用ベッドなど

※②自立生活支援用具

入浴補助用具、便器、頭部保護帽、歩行補助つえ、移動・移乗支援用具、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障害者用屋内信号装置など

※③在宅療養等支援用具

透析液加湿器、ネブライザー(吸引器)、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、盲人用体温計(音声式)、盲人用体重計など

※④情報・意思疎通支援用具

携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、盲人用時計、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、人工喉頭、福祉電話(貸与)、ファックス(貸与)、点字図書など

※⑤排泄管理支援用具

ストマ用装具、紙おむつ、収尿器など

※⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)

障がい者(児)の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの

4 移動支援事業

屋外での移動に困難がある障がいのある人について、外出のための支援を行い、地域での自立生活及び社会参加を促進するものです。

● 利用状況と課題 ●

今後も、利用者数の伸びが見込まれることから、地域での自立した生活及び社会参加促進の観点から供給体制の確保が課題です。

	平成 21 年度			平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
	七宝	美和	甚目寺		
利用者数 (人)	192	148	246	530	568
延利用時間 (時間)	923	1,128	2,382	4,635	4,908

資料：庁内資料

5 地域活動支援センター

施設等で、創作的活動や生産活動、地域との交流促進などの活動を支援し、障がいのある人の地域生活を支援するものです。

● 利用状況と課題 ●

地域活動支援センターの活動内容の周知と充実を図るとともに、利用者の視点に立った運営に努めていくことが課題です。

	平成 21 年度			平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
	七宝	美和	甚目寺		
利用者数 (人)	56	0	23	175	408
延利用日数 (日)	418	0	111	1,875	7,644

資料：庁内資料

6 その他の事業

その他の地域生活支援事業として、日中一時支援事業等を実施します。

① 訪問入浴サービス事業

- 家庭での入浴が困難な身体障がいのある人の自宅を訪問して、入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものです。

● 利用状況と課題 ●

居宅における重度の身体障がいのある人の生活支援の観点から、適正な供給体制の確保が課題です。

	平成 21 年度			平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
	七宝	美和	甚目寺		
利用者数 (人)	0	12	12	25	25
延利用日数 (日)	0	74	49	66	72

資料：庁内資料

② 日中一時支援事業

- 日中、障害者支援施設等において、障がいのある人への活動の場を提供するとともに見守りを行い、社会参加するための日常的な訓練を行うものです。

● 利用状況と課題 ●

今後も、地域での日中活動の場として利用の伸びが見込まれることから、適正な供給体制の確保を図ることが課題です。

	平成 21 年度			平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
	七宝	美和	甚目寺		
利用者数 (人)	228	192	530	924	1,008
延利用日数 (日)	1,677	2,033	3,187	7,087	8,064

資料：庁内資料

③ 自動車改造助成事業

- 身体に障がいのある人が、自ら所有し運転する自動車の改造に要する費用の一部を助成することにより、就労・通院・通学等地域での自立生活及び社会参加を促進するものです。

● 利用状況と課題 ●

今後も、就業や地域での自立生活及び社会参加等を促進する観点から、適正に対応していくことが課題です。

(件数)

区 分	平成 21 年度			平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
	七宝	美和	甚目寺		
自動車改造助成事業	0	1	0	0	5

資料：庁内資料

④ 自動車運転免許証取得助成事業

- 身体に障がいのある人が、就労・通院・通学等社会活動への参加を目的として普通自動車免許を新規取得する場合に、取得するために要する費用の一部を助成するものです。

● 利用状況と課題 ●

今後も、社会参加活動等を促進する観点から、適正に対応していくことが課題です。

(人数)

区 分	平成 21 年度			平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
	七宝	美和	甚目寺		
自動車運転免許証 取得助成事業	0	2	0	0	1

資料：庁内資料

3 整備法施行に伴う障害者自立支援法等の一部改正の概要

1 制度改正の経緯 ～障害者権利条約締結に向けた国内法の整備～

推進会議における第一次意見を最大限尊重した「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」の閣議決定（平成 22 年 6 月 29 日）を受け、障害者自立支援法、児童福祉法等、関連する各法律の一部改正を内容とする「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（平成 22 年法律第 71 号。以下「整備法」という。）が平成 22 年 12 月 3 日に参議院本会議で可決、成立し、12 月 10 日に公布、平成 24 年 4 月 1 日（公布日一部施行、平成 24 年 4 月 1 日までの政令で定める日等）に施行されます。

年月日	障がい者制度改革に向けた動向
平成 18 年 12 月	➤ 第 61 回国連総会本会議において「障害者権利条約（障害者の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的・総合的な国際条約）」採択。平成 20 年 5 月に発効。
平成 19 年 9 月	➤ 日本「障害者権利条約」に署名（締結には至っていない）。
平成 21 年 12 月 8 日	➤ 障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備を始めとする障害者に係る制度の集中的な改革を行うため、閣議決定により内閣総理大臣を本部長とするすべての国務大臣により構成される「障がい者制度改革推進本部」を設置。
平成 22 年 1 月 12 日	➤ 第 1 回「障がい者制度改革推進会議」開催。以後、定期的開催。
平成 22 年 4 月 27 日	➤ 「障がい者制度改革推進会議」の下に設置された「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会」第 1 回開催。以後、定期的開催。
平成 22 年 6 月 7 日	➤ 推進会議において「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」を取りまとめ。
平成 22 年 6 月 29 日	➤ 第一次意見を最大限尊重した「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」を閣議決定。
平成 22 年 11 月 12 日	➤ 衆議院厚生労働委員長による障害者自立支援法等の改正法案提出。
平成 22 年 12 月 3 日	➤ 「障害者権利条約」締結に向けての障害者制度改革のつなぎ法案として、障害者自立支援法、児童福祉法等の一部改正を内容とする「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（以下、「整備法」という。）が可決、成立し、平成 22 年 12 月 10 日公布（一部公布日施行、平成 24 年 4 月 1 日全面施行予定）。
平成 22 年 12 月 17 日	➤ 障害者基本法の改正に関する「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第二次意見）」を取りまとめ。
平成 23 年 6 月 17 日	➤ 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「障害者虐待防止法」という。）が可決、成立し、平成 23 年 8 月 5 日公布（平成 24 年 10 月施行予定）。
平成 23 年 7 月 29 日	➤ 平成 23 年 6 月 16 日の衆議院において「障害者基本法の一部を改正する法律」が、第 177 回通常国会の参議院本会議において、両院内閣委員会の附帯決議をもって、「障害者基本法の一部を改正する法律」が可決、成立し、平成 23 年 8 月 5 日公布（一部を除き公布日施行）。

4 整備法のポイント

1 整備法の基本的考え方と概要

(1) 基本的考え方

障がいのある人が自らの決定・選択に基づき、社会のあらゆる分野の活動に参加・参画し、地域において自立した生活を営む主体であることを改めて確認するとともに、日常生活又は社会生活において受ける制限は、社会の在り方との関係によって生ずるものとの視点に立ち、障がい者やその家族等の生活実態も踏まえ、制度の谷間なく必要な支援を提供するとともに、障がいを理由とする差別のない社会づくりを目指し、障がいの有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現を図ります。

(2) 整備法の概要

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の概要

① 趣旨	公布日施行	
<ul style="list-style-type: none"> 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の地域生活支援のための法改正であることを明記 		
② 利用者負担の見直し	平成24年4月1日までの政令で定める日（平成24年4月1日）から施行	
<ul style="list-style-type: none"> 利用者負担について、応能負担を原則に 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減 		
③ 障害者の範囲の見直し	公布日施行	
<ul style="list-style-type: none"> 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化 		
④ 相談支援の充実	平成24年4月1日施行	
<ul style="list-style-type: none"> 相談支援体制の強化 { 市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化 } 支給決定プロセスの見直し(サービス等利用計画案を助案)、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大 		
⑤ 障害児支援の強化	平成24年4月1日施行	
<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実 (障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行) 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設 在園期間の延長措置の見直し { 18歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し。その際、現に入所している者が退所させられることのないようにする。 } 		
⑥ 地域における自立した生活のための支援の充実	平成24年4月1日までの政令で定める日 (平成23年10月1日)から施行	
<ul style="list-style-type: none"> グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設 重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設(同行援護。個別給付化) 		
<p>(その他) (1)「その有する能力及び適性に応じ」の削除、(2)成年後見制度利用支援事業の必須事業化、 (3)児童デイサービスに係る利用年齢の特例、(4)事業者の業務管理体制の整備、 (5)精神科救急医療体制の整備等、(6)難病の者等に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討</p>		
		(1)(3)(6)：公布日施行 (2)(4)(5)：平成24年4月1日までの政令で定める日 (平成24年4月1日)から施行

平成22年11月12日 牧義夫衆議院厚生労働委員長が障害者自立支援法等の改正法案を提出
 平成22年12月 3日 改正法が成立

資料：厚生労働省資料（平成23年10月31日(月)障害保健福祉関係主管課長会議資料）

《障害者自立支援法の一部改正関係》

2 相談支援の充実・強化について

(1) 相談支援の提供体制の整備

■ 「障がい者」の相談支援体系

項目	実施主体	実施内容	備考
①市町村による相談支援事業	市町村／指定特定(計画作成担当)・一般相談支援事業者(地域移行・定着担当)に委託	障がい者・障がい児等からの相談 (交付税)	地域の身近なワンストップ対応としての総合相談窓口の設置
②計画相談支援(サービス等利用計画)	指定特定相談支援事業者(計画作成担当) ※事業者指定は、市町村長が行う。	○計画相談支援(個別給付) ・サースビ利用支援 ・継続サービス利用支援 ○基本相談支援(障がい者・障がい児等からの相談)	・障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障がい者
③地域相談支援(地域移行・地域定着支援)	指定一般相談支援事業者(地域移行・定着担当)※事業者指定は、都道府県知事が行う。	○地域相談支援(個別給付) ・地域移行支援(地域生活の準備のための外出への同行支援・入居支援等) ・地域定着支援(24時間の相談支援体制等) ○基本相談支援(障がい者・障がい児等からの相談)	(地域移行支援) ・障害者支援施設等に入所している障がい者 ・精神科病院(精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む)に入院している精神障がい者 (地域定着支援) ・居宅において単身ないし家庭の状況等により同居している家族による支援を受け

■ 「障がい児」の相談支援体系

項目	実施主体	実施内容	備考
①市町村による相談支援事業	市町村／指定特定(計画作成担当)・一般相談支援事業者(地域移行・定着担当)に委託	障がい者・障がい児等からの相談(交付税)	地域の身近なワンストップ対応としての総合相談窓口の設置
サービス ②	指定特定相談支援事業者(計画作成担当) ※事業者指定は、市町村長が行う。	○計画相談支援(個別給付) ・サースビ利用支援 ・継続サービス利用支援 ○基本相談支援(障がい者・障がい児等からの相談)	・居宅サービスを利用するすべての障がい児
サービス ③	障害児相談支援事業者(児) ※事業者指定は市町村長が行う	○障害児相談支援(個別給付) ・障害児支援利用援助 ・継続障害児支援利用援助	・障害児通所支援(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援)を利用するすべての障がい児

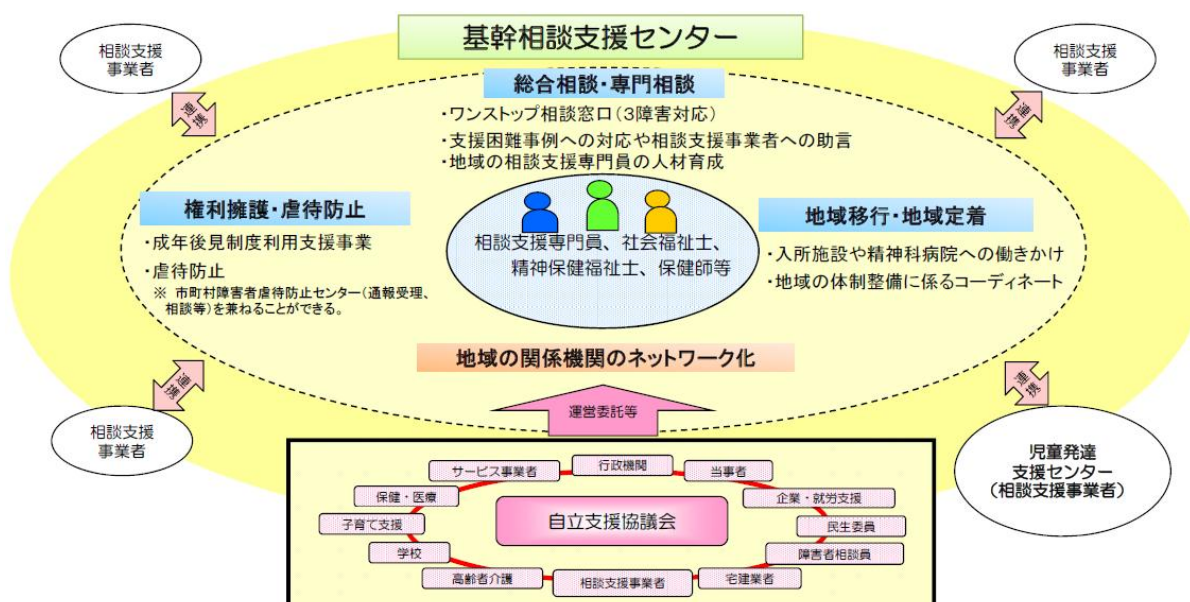
※ 障がい児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障害児支援利用計画の作成対象外。

※ (児)とあるのは児童福祉法に基づくもの。

①地域に密着した身近なワンストップ対応の総合相談窓口の充実・強化

- 成年後見制度利用支援事業の必須事業化など、地域生活支援事業における相談事業の充実・強化を図るとともに、地域の身近なワンストップ対応の総合相談窓口である「基幹相談支援センター」を設置することができます。(市町村の任意)
- 「基幹相談支援センター」は、市町村または市町村から基幹相談支援センターに係る業務の委託を受けた一般相談支援事業（地域移行・定着担当）を行う者、その他、特定相談支援事業者（計画作成担当）が設置します。
- 地域の相談支援の拠点として地域の実情に応じて、総合相談・専門相談、権利擁護・虐待防止、地域移行・地域定着の支援、地域の関係機関（社会資源）のネットワーク化等の役割を担います。

基幹相談支援センターの役割のイメージ図



資料：厚生労働省資料（平成23年10月31日(月)障害保健福祉関係主管課長会議資料）

② 障がいの特性や個々のニーズに則したサービス等利用計画（モニタリング（見直し）含む）対象者の大幅な拡大

- ケアマネジメントによるサービス等利用計画の対象者の大幅な拡大、地域相談支援の創設を踏まえ、相談支援専門員の養成などの一定の質を確保しつつ、相談支援の提供体制の量的拡大がなされます。

【サービス内容】

●支給決定時（「サービス利用支援」・「障害児支援利用援助」）

- ・支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画・障害児支援利用計画案を作成します。
- ・支給決定又は変更後、サービス事業者等との連絡調整、計画の作成を行います。

●支給決定後（「継続サービス利用支援」・「継続障害児支援利用援助」）

- ・定められた期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直し（モニタリング）を行います。
- ・サービス事業者等との連絡調整、支給決定又は支給決定の変更に係る申請の勧奨を行います。

【対象者】

●障害者自立支援法の「計画相談支援」の対象者

- イ．障害福祉サービス又は「地域相談支援」を利用するすべての障がい者
- ロ．障害福祉サービスを利用するすべての障がい児

●児童福祉法の「障害児相談支援」の対象者

- ハ．障害児通所支援を利用するすべての障がい児

（２）自立支援協議会の役割の明確化と運営の活性化

- 自立支援協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っています。
- 障害者自立支援法の一部改正を踏まえ、
 - ・指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画等の質の向上を図るための体制やサービス等利用計画等の質の向上を図るための体制を整備します。
 - ・地域移行支援・地域定着支援を効果的に実施するための相談支援事業者、精神科病院、入所施設、保健所や地域の障害福祉サービス事業所等による地域移行のネットワーク化について検討します。
- 障害者虐待防止法の成立を踏まえ、
 - ・地域における障がい者の虐待防止や権利擁護のためのネットワーク化の取り組みを推進します。

3 地域生活への移行に向けたアウトリーチ*支援の充実について

【サービス内容】

○「地域移行支援」

住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談および地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行うものです。

○「地域定着支援」

緊急の事態に対して速やかに駆けつけられる常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等の相談および緊急訪問、緊急対応等を行うものです。

【対象者】

○「地域移行支援」の対象者

- イ. 障害者支援施設等に入所している障がい者
- ロ. 精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に入院している精神障がい者

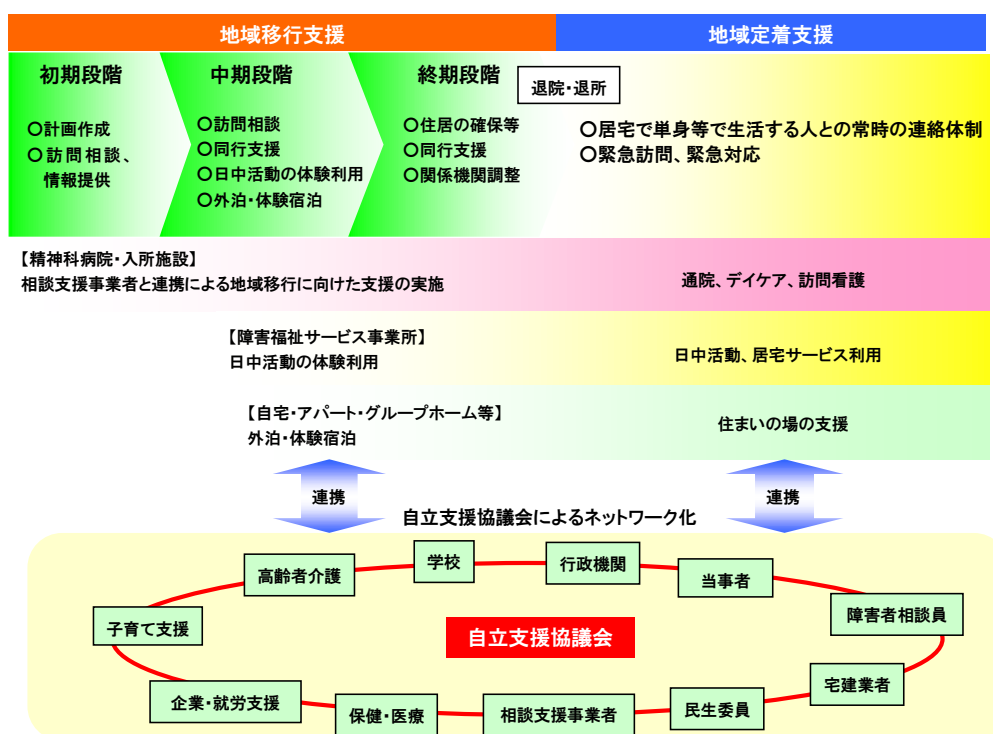
○「地域定着支援」の対象者

- イ. 居宅において単身ないし家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者

(※) アウトリーチ

英語で手を伸ばすことを意味し、福祉などの分野における地域社会への奉仕活動、公共機関の現場出張サービスなどをさします。

地域生活への移行に向けた支援の流れ（イメージ）図



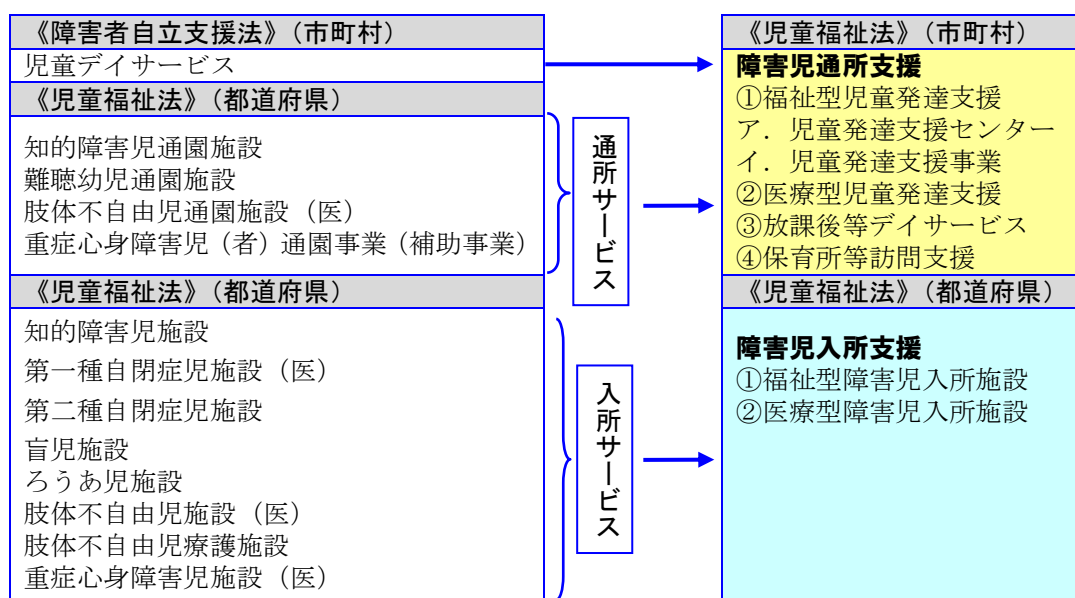
《児童福祉法の一部改正関係》

3 障がい児支援の充実・強化について

(1) 障がい児施設・事業の一元化

現行の知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設等の障がい種別に分かれた施設体系について、通所による支援を「障害児通所支援（福祉型・医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）」に、入所による支援を「障害児入所支援（福祉型・医療型障害児入所施設）」にそれぞれ一元化し、障害児通所支援については、支給に関する事務が都道府県等から市町村に移管され、身近な地域で支援が受けられるよう量的な拡大と、障がい特性に応じた専門的な支援が提供されるよう質の確保が図られます。

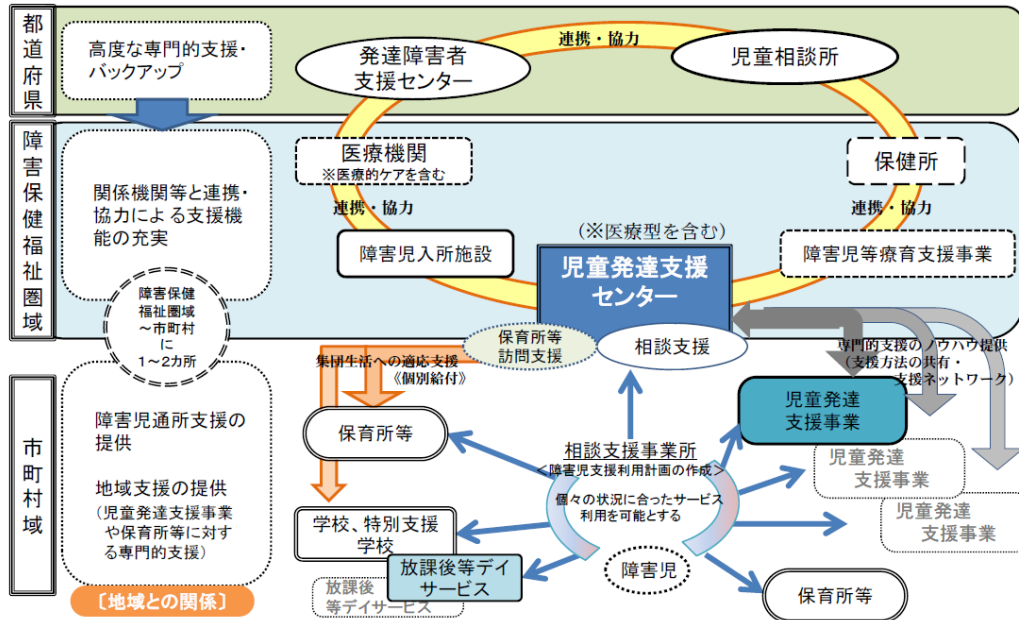
障害児通所・入所施設・事業の一元化イメージ図



（医）とあるのは医療の提供を行っているもの

(2) 身近な児童発達支援（障害児通所支援等）の充実

地域における児童発達支援センターを中核とした支援体制のイメージ図

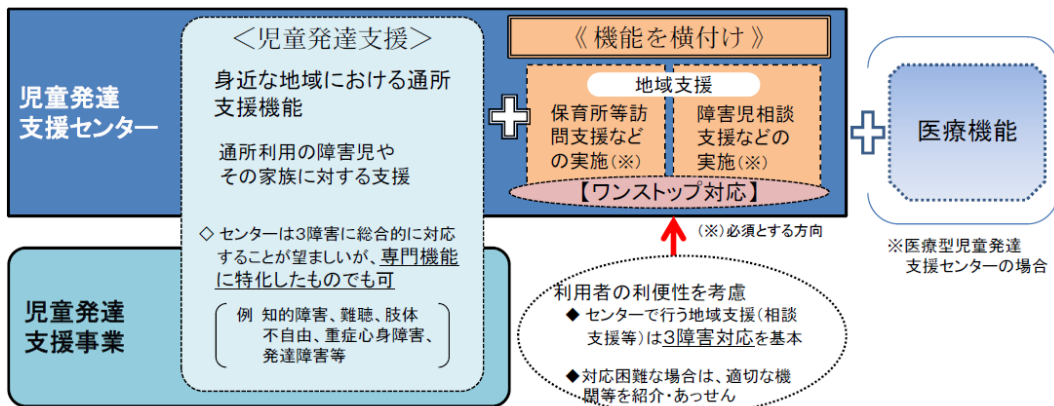


資料：厚生労働省資料（平成23年10月31日(月)障害保健福祉関係主管課長会議資料）

ア. 児童発達支援センターと児童発達支援事業の位置づけ

- 児童発達支援は、①児童福祉施設と定義される「児童発達支援センター」②それ以外の「児童発達支援事業」の2類型です。
- 「児童発達支援センター」、「児童発達支援事業」どちらも、通所利用の障がい児やその家族に対する支援を行うことは「共通」です。
- 「児童発達支援センター」は、施設の有する専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設です。
- 「児童発達支援事業」は、専ら児童発達支援（放課後等デイサービス等）を利用する障がい児やその家族に対する支援を行う身近な療育の場です。

児童発達支援センターと事業についてのイメージ図



資料：厚生労働省資料（平成23年10月31日(月)障害保健福祉関係主管課長会議資料）

イ. 「保育所等訪問支援」

○事業概要

保育所等を現在利用中の障がい児、又は今後利用する予定の障がい児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、保育所等の安定した利用を促進するものです。

○対象児童

保育所や、児童が集団生活を営む施設に通う障がい児

※「集団生活への適応度」から支援の必要性を判断

※発達障がい児、その他の気になる児童を対象

※個別給付のため父兄等の障がい受容が必要

※相談支援事業や、スタッフ支援を行う障害児等療育支援事業等の役割が重要

○訪問先の範囲

保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校、その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めたもの

○提供するサービス

障がい児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等

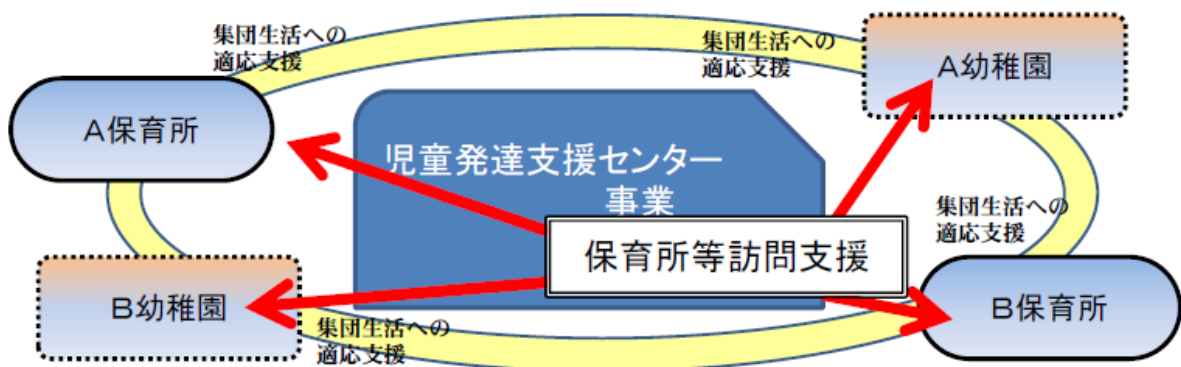
①障がい児本人に対する支援（集団生活適応のための訓練等）

②訪問先施設のスタッフに対する支援（支援方法等の指導等）

※支援は2週に1回程度を目安に障がい児の状況、時期によって対応

※訪問担当者は、障がい児施設で障がい児に対する指導経験のある児童指導員・保育士（障がいの特性に応じ専門的な支援が必要な場合は、専門職）を想定

保育所等訪問支援のイメージ図



資料：厚生労働省資料（平成23年10月31日(月)障害保健福祉関係主管課長会議資料）

ウ. 「放課後等デイサービス」

○事業の概要

通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進するものです。

○対象児童

学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障がい児

○定員 10人以上（※児童デイからの移行を考慮）

○提供するサービス（放課後等デイサービス事業所など）

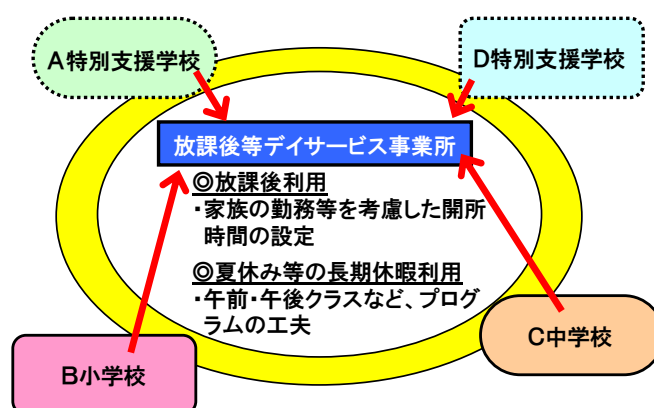
授業終了後又は休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与

◎放課後利用 家族の勤務等を考慮した開所時間の設定

◎夏休み等の長期休暇利用 午前・午後クラスなど、プログラムの工夫
多様なメニューの設定、本人の希望を踏まえた事業所サービスの提供、学校との連携・協働による支援

- ①自立した日常生活を営むために必要な訓練
- ②創作的活動、作業活動
- ③地域交流の機会の提供
- ④余暇の提供

放課後等デイサービスのイメージ図



5 総合的な自立支援システムの構築

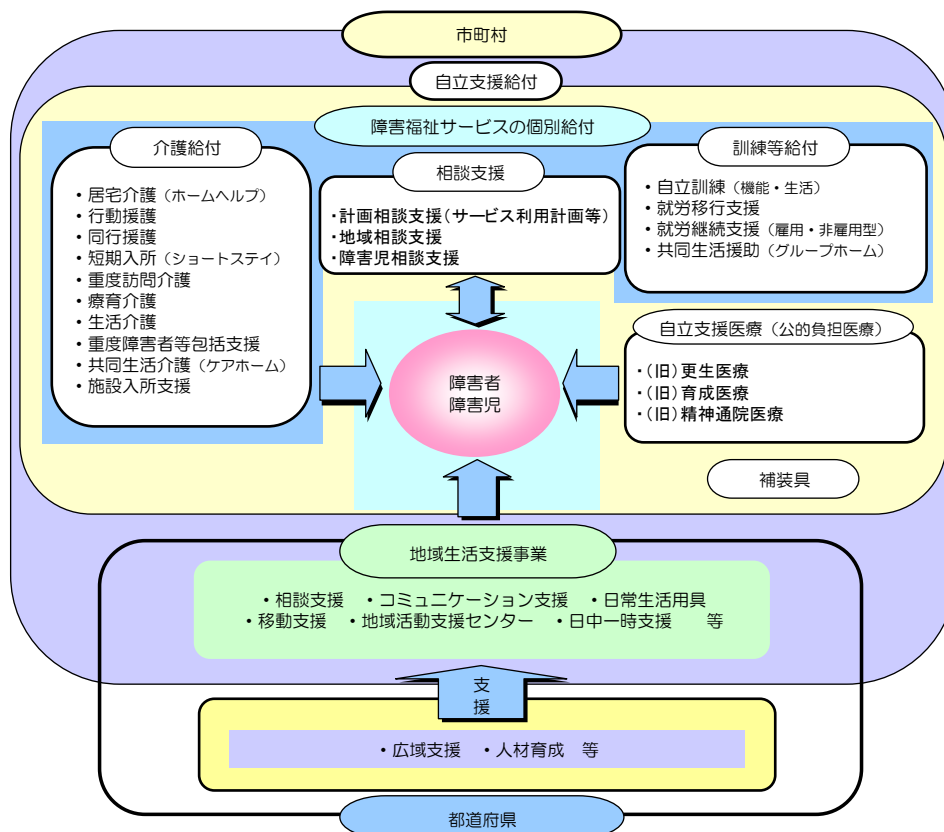
総合的な自立支援システムの構築に向けて、障害者自立支援法に基づくサービス体系は、24時間を同じ施設の中で過ごすのではなく、日中の活動の支援と居住の場の支援を組み合わせるよう「昼夜分離」、「職住分離」を進め、障がい者が自分の希望に応じて、複数のサービスを利用することを可能とし、地域生活へ移行することを目指すとともに、障がいの特性や程度などに応じ、①在宅や施設の介護サービスを提供する「介護給付」、②適性に応じた自立訓練や就労支援などを提供する「訓練等給付」、③個々の生き方や暮らしの状況に応じたケアマネジメントによる「計画相談支援」・「地域相談支援」および通所支援の障がい児を対象とした「障害児相談支援」、④地域の特性や障がいのある人に応じた自立した生活を支援することを目的に市町村が実施する「地域生活支援事業」に分けられます。

障害福祉サービス（介護給付及び訓練等給付）、計画相談支援、地域相談支援および障害児相談支援は、国と地方公共団体が費用を負担する自立支援給付に位置づけられ、障がいの種別にかかわらず全国一律の共通した制度です。

このほか自立支援給付には、更生医療・育成医療・精神通院医療を統合した公費負担医療の「自立支援医療」と「補装具」があります。

地域生活支援事業は、市町村及び都道府県が創意工夫によって利用者のニーズや状況に応じて柔軟に実施するもので、成年後見制度利用促進事業、相談支援事業、移動支援事業、手話通訳の派遣などのコミュニケーション支援事業などがあります。

図 総合的な自立支援システムの構築



6 平成 26 年度[※]までの重点課題と数値目標

本計画では、障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援を進めるため、平成 26 年度を目標年度として、目標値を設定します。

なお、目標値の設定にあたっては国の基本指針を踏まえつつ、地域の実情に則して設定します。

また、設定した目標値の実現に向けて、既に在宅サービスや福祉施設を利用している人に加え、特別支援学校の卒業者、入院中の精神に障がいのある人など、今後サービス利用が見込まれる人を対象に、自立訓練や就労移行支援をはじめとする日中活動系サービスの利用や居住系サービスの確保、訪問系サービスの充実等を図ります。

※ただし、国は、平成 25 年 8 月までの障害者自立支援法の廃止及び障害者総合福祉法（仮称）の制定を目指していることから、計画期間中に計画を見直すこととなる可能性があります。

1 施設入所者の地域生活への移行の目標

地域生活への移行を進める観点から、施設入所している障がいのある人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームやケアホーム、一般住宅等に移行する数を見込み、その上で、平成 26 年度末の段階において地域生活に移行する障がいのある人の数値目標を設定します。

- ・平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者数の 3 割以上が地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。
- ・平成 26 年度末の施設入所者数を平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者から、1 割以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

※児童福祉法の改正により、18 歳以上の入所者について障害者自立支援法に基づく障害者支援施設等として利用させることとした施設を除いて設定します。

区 分	合計	考え方
現時点の施設入所者数 (A)	50 人	現時点は平成 17 年 10 月 1 日の数とする
平成 26 年度末の施設入所者数 (B)	46 人	平成 26 年度末時点の利用人員を見込む
【目標値】削減見込 (A - B)	4 人 (8.0%)	差引減少見込数 () : 差引減少見込数 / 現時点の施設入所者数の割合
【目標値】地域生活移行者数	11 人	施設入所からグループホーム、ケアホーム等へ移行する者の数

※入所施設：身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設(入所)、知的障害者授産施設(入所)、精神障害者入所授産施設等

※地域生活への移行：入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、ケアホーム、福祉ホーム、公営住宅等の一般住宅へ移した者をいう。(家庭復帰を含む。)

※福祉施設：(身体障害者施設)更生施設、療護施設、授産施設(入所、通所)、福祉工場、小規模通所授産施設
(知的障害者施設)更生施設(入所、通所)、授産施設(入所、通所)、福祉工場、小規模通所授産施設
(精神障害者施設)生活訓練施設、授産施設(入所、通所)、福祉工場、小規模通所授産施設

※施設入所からグループホームやケアホーム等に移行した人数(ただし、新規入所者は除く)

※地域生活移行者とは、長期入所が常態化していると考えられる施設(身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、精神障害者入所授産施設)に入所している者の中で地域生活へ移行した者(但し、身体障害者更生施設、精神障害者生活訓練施設の入所者の中で長期入所が常態化していると各自治体が判断する場合には、当該入所者が地域生活に移行すれば対象に含むものとする。)をいう。

2 福祉施設利用者等の一般就労への移行の目標

(1) 福祉施設から一般就労への移行

- 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 26 年度中に一般就労に移行する人の数値目標を設定します。
- 平成 17 年度の一般就労への移行実績の 4 倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

項目	数 値	考え方
現在の年間一般就労移行者数	0 人	平成 17 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】平成 26 年度の年間一般就労移行者数	3 人 (皆増)	平成 26 年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

(2) 就労移行支援事業の利用者数

- 平成 26 年度末における福祉施設の利用者のうち、2 割以上の人々が就労移行支援事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

項目	数 値	考え方
平成 26 年度末の福祉施設利用者数	342 人	平成 26 年度末において福祉施設を利用する者の数
【目標値】平成 26 年度の年間一般就労移行者数	20 人 (5.8%)	平成 26 年度末において就労移行支援事業を利用する者の数

(3) 就労継続支援 (A 型) 事業の利用者の割合

- 平成 26 年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3 割は就労継続支援 (A 型) 事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

項目	数 値	考え方
平成 26 年度末の就労継続支援 (A 型) 事業の利用者 (A)	29 人	平成 26 年度末において就労継続支援 (A 型) 事業を利用する者の数
平成 26 年度末の就労継続支援 (B 型) 事業の利用者	126 人	平成 26 年度末において就労継続支援 (B 型) 事業を利用する者の数
平成 26 年度末の就労継続支援 (A 型+B 型) 事業の利用者 (B)	155 人	平成 26 年度末において就労継続支援 (A 型+B 型) 事業を利用する者の数
【目標値】平成 26 年度末の就労継続支援 (A 型) 事業の利用者の割合	18.7%	平成 26 年度末において就労継続支援事業を利用する者のうち、就労継続支援 (A 型) 事業を利用する者の割合

7 障害福祉サービスの必要な見込み量及び見込み量確保のための方策

1 訪問系サービス

訪問系サービスには、居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援、同行援護のサービスがあります。

● 必要な量の見込み ●

（1月あたり）

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間	1,349	1,478	1,608
	人	75	84	94

● 見込み量確保の方策 ●

- ▶ 今まで利用されていた人の利用だけでなく、入院・入所者の地域移行等による新たな利用者も見込まれるため、利用意向を踏まえたうえで、適切なサービスが利用できる提供体制の確保に努めます。

2 日中活動系サービス

日中活動系サービスには、「生活介護」、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」、「就労移行支援」、「就労継続支援（A型・B型）」、「療養介護」、「児童デイサービス」、「短期入所（ショートステイ）」のサービスがあります。

● 必要な量の見込み ●

（1月あたり）

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
生活介護	人	124	145	165
	人日分	1,319	1,463	1,606
自立訓練（機能訓練）	人	2	2	2
	人日分	31	32	33
自立訓練（生活訓練）	人	-	-	-
	人日分	-	-	-
就労移行支援	人	11	15	20
	人日分	148	199	250
就労継続支援（A型）	人	28	28	29
	人日分	457	468	479
就労継続支援（B型）	人	110	119	126
	人日分	1,765	1,911	2,016
療養介護	人	-	-	-
短期入所（ショートステイ）	人	31	34	37
	人日分	161	178	195

※「人日分」＝「月間の利用人員」×「1人1月あたりの平均利用日数」

※生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）の1人あたりの利用日数は、22日を想定

● 見込み量確保の方策 ●

- 介護が必要とする人を対象とした生活介護事業を推進をします。
- 就労継続支援事業の提供体制の整備に努めます。
- 障がいのある人の企業等への就労機会の拡大のため、就労移行支援の提供体制の確保に努めます。

3 居住系サービス

居宅系サービスには、「共同生活介護」、「共同生活援助」、「施設入所支援」等のサービスがあります。

● 必要な量の見込み ●

(1月あたり)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
共同生活介護(人)	29	36	41
共同生活援助(人)			
施設入所支援(人)	50	48	46

● 見込み量確保の方策 ●

- 本人、家族、ボランティア団体、地域等と連携して障がいのある人が地域で自立して暮らしていける体制づくりを図ります。
- グループホームやケアホーム等の誘致・整備を促進するため、事業者に対する補助制度の活用の周知を行うとともに、地域住民の障がいのある人への理解を促します。

4 相談支援

障害福祉サービス（施設入所支援、自立訓練、グループホーム、ケアホーム及び重度障害者等包括支援を除く。）の利用が見込まれる人のうち、自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の人等に、計画的なプログラムに基づく支援や必要な相談を提供するものです。

● 必要な量の見込み ●

(1月あたり)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画相談支援(人)	16	16	16
地域移行支援(人)	4	4	4
地域定着支援(人)	0	0	0

● 見込み量確保の方策 ●

- 平成24年度からのサービス等利用計画対象者の拡大に対応できる提供体制の強化を図ります。
- 地域生活へ速やかに移行できるよう、民間における指定相談支援事業者の活用を図ります。

8 地域生活支援事業

1 相談支援事業

障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的に、障がいのある人やその家族、介助をする人などからの相談に応じ、必要な情報の提供や、「その人らしく地域で暮らすための権利を守るための支援」（権利擁護）のために必要な支援を行うものです。

● 実施見込み ●

(箇所)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
①相談支援事業			
ア 障害者相談支援事業	1	1	1
イ 地域自立支援協議会	実施	実施	実施
②市町村相談支援機能強化事業	未実施	未実施	未実施
③住宅入居等支援事業	未実施	未実施	未実施
④成年後見制度利用支援事業	実施	実施	実施

※①相談支援事業

ア 障害者相談支援事業：地域の障がいがある人の福祉に関する問題に対し、障がいのある人、その家族又は介助する人からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行うものです。

イ 地域自立支援協議会：協議会は、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、識見を有する者、保健・医療に従事する者、教育・雇用に従事する者などをもって構成され、相談支援事業を公正・中立かつ適正に実施し、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進することを目的として設置するものです。

※②市町村相談支援機能強化事業：市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を市町村等に配置することにより、相談支援機能の強化を図るものです。

※③住宅入居等支援事業：賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが保証人がいない等の理由により入居が困難な知的障がいのある人又は精神障がいのある人（共同生活援助又は共同生活介護を利用する者を除く。）に対し、入居に必要な調整や支援等を行うものです。

※④成年後見制度利用支援事業：判断能力が不十分な障がいのある人が、障害福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見制度の利用を支援する事業に対しての補助を行うものです。

● 事業実施の方策 ●

- 気軽に相談できる相談支援体制の整備と充実のため、その存在と機能について広く周知し、利用の拡大に努めます。
- 障がいのある人がライフステージを通して総合的・計画的に支援を受けることができるよう、相談支援やコーディネートに関する仕組みづくりに努めます。
- ネットワーク体制の構築を図り、多面的な相談支援をするため、地域自立支援協議会の機能の充実を図ります。
- 地域自立支援協議会などを活用し、成年後見制度の利用促進や虐待防止などの取り組みを推進します。

2 コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのある人に、要約筆記者、手話通訳者等を派遣して、円滑な意思疎通ができるよう支援するものです。

● 必要な量の見込み ●

(1月あたり)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	利用者数	利用者数	利用者数
コミュニケーション支援事業 (人)	4.1	4.6	4.8

● 事業実施の方策 ●

- 障がいのある人に対し、コミュニケーション支援事業の周知を図るとともに、手話通訳者、要約筆記者などの人材の派遣の充実を図り、サービスの利用を促進します。
- 広報等の音声訳や音声ガイドによる情報提供を進めます。

3 日常生活用具給付等事業

障がいの部位や程度に応じて、日常生活に必要な用具の給付や、住宅内の段差解消や手すりの取り付けなどの住宅改修工事費の助成をします。

● 必要な量の見込み ●

(1年あたり:件数)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
①介護・訓練支援用具	14	16	18
②自立生活支援用具	6	7	7
③在宅療養等支援用具	15	16	17
④情報・意思疎通支援用具	13	14	15
⑤排泄管理支援用具	1,477	1,578	1,679
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	10	11	12

※①介護・訓練支援用具

特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす、訓練用ベッドなど

※②自立生活支援用具

入浴補助用具、便器、頭部保護帽、歩行補助つえ、移動・移乗支援用具、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障害者用屋内信号装置など

※③在宅療養等支援用具

透析液加湿器、ネブライザー(吸引器)、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、盲人用体温計(音声式)、盲人用体重計など

※④情報・意思疎通支援用具

携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、盲人用時計、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、人工喉頭、福祉電話(貸与)、ファックス(貸与)、点字図書など

※⑤排泄管理支援用具

ストマ用装具、紙おむつ、収尿器など

※⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)

障害者(児)の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの

● 事業実施の方策 ●

- 日常生活用具の利用希望者の把握に努めるとともに、個々の障がいの特性に合わせた適切な日常生活用具を給付します。
- コミュニケーション支援を促進するため、点字や音声ガイドを利用した情報提供の手段としての情報機器を給付します。

4 移動支援事業

屋外での移動に困難がある障がいのある人について、外出のための支援を行い、地域での自立生活及び社会参加を促進するものです。

● 必要な量の見込み ●

(1月あたり)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数(人)	50	53	56
延利用時間数(時間)	590	693	794

● 事業実施の方策 ●

- 移動支援の利用希望者の把握に努めます。
- 個々の障がいの特性に合わせたグループ支援などの移動方法を提供し、より利用しやすいサービス提供を目指します。
- 移動支援のサービスを支給することにより、社会参加への支援をします。

5 地域活動支援センター

施設等で、創作的活動や生産活動、地域との交流促進などの活動を支援し、障がいのある人の地域生活を支援するものです。

● 必要な量の見込み ●

(1月あたり)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数(人)	35	36	36
延利用日数(日)	431	433	436

● 事業実施の方策 ●

- 地域活動支援センターに通うことができる障がいのある人の把握に努めます。
- 地域活動支援センターを支援し、その活動が活発に行うことができるよう情報提供や助言を行います。

6 その他の事業

① 訪問入浴サービス事業

- 家庭での入浴が困難な身体障がいのある人の自宅を訪問して、入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものです。

● 必要な量の見込み ●

(1月あたり)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数(人)	4	4	5
延利用日数(日)	18	24	29

● 事業実施の方策 ●

- 利用者増加に合わせてサービス事業者の確保に努めます。

② 日中一時支援事業

- 日中、障害者支援施設等において、障がいのある人への活動の場を提供するとともに見守りを行い、社会参加するための日常的な訓練を行うものです。

● 必要な量の見込み ●

(1月あたり)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数(人)	81	83	85
延利用日数(日)	644	671	697

● 事業実施の方策 ●

- 介護者の負担を軽減するため、レスパイトサービス^(※)としての日中一時支援の利用を促進します。
- 障がいのある子どもたちが、放課後や夏休みなどに活動する場を提供し、有意義な放課後を過ごすことができるよう支援するとともに、障がいのある子どもを持つ親の介助負担の軽減に努めます。

(※)レスパイトサービス

親が介護疲れで倒れた時だけでなく、介護疲れから開放し休息を与えるという目的をもっています。さらに障がい児(者)をもつ親に一般の人たちと同じような就労や地域での交流、余暇活動への参加の機会を提供しようとする積極的な意味もあります。

③ 自動車改造助成事業

- 身体に障がいのある人が、自ら所有し運転する自動車の改造に要する費用の一部を助成することにより、就労・通院・通学等地域での自立生活及び社会参加を促進するものです。

● 必要な量の見込み ●

(1年あたり:件数)

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
自動車改造助成事業	6	7	7

● 事業実施の方策 ●

- 自動車改造費の補助制度の周知を図ります。

④ 自動車運転免許証取得助成事業

- 身体に障がいのある人が、就労・通院・通学等社会活動への参加を目的として普通自動車免許を新規取得する場合に、取得するために要する費用の一部を助成するものです。

● 必要な量の見込み ●

(1年あたり:人数)

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
自動車運転免許証取得助成事業	2	2	3

● 事業実施の方策 ●

- 自動車運転免許取得費の補助制度の周知を図ります。

